

【新型コロナウイルス感染症】ナイジェリアの新たな検疫措置（入国制限国の解除等）

令和3年10月15日
在ナイジェリア日本国大使館

【ポイント】

10月13日、ナイジェリア新型コロナウイルス対策大統領運営委員会が発表したところによれば、ナイジェリア連邦政府は同日をもって、これまで入国を制限していた南アフリカ、ブラジル及びトルコについて、その制限を解除しました。これにより、ナイジェリアへの入国が制限される国はなくなりました。

【本文】

1 ナイジェリア連邦政府は、新たな感染リスクを抑えるため、これまで南アフリカ共和国、ブラジル及びトルコからの渡航者（ナイジェリア人を除く）の入国を認めないとしていましたが、10月13日、ナイジェリア新型コロナウイルス対策大統領運営委員会（PSC）は、これらの入国制限対象国の指定を同日付けで解除する旨発表しました。インドについては9月13日のPSC発表により指定を解除されていますので、ナイジェリアへの入国制限国は皆無となりました。

PSCは13日の発表から24時間以内に本件措置等を踏まえた新たな検疫プロトコルを発表するとしていましたが、15日時点で具体的な改定版が発表されていませんので、関連情報入手次第、お知らせいたします。

2 今後も各国で新たな水際対策措置が講じられる可能性が考えられますので、引き続き乗り継ぎ国を含め渡航先の最新の情報を入手していただくとともに、感染予防に努めていただくようお願いいたします。

3 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○ 在ナイジェリア日本国大使館（領事班／医務班）

電話：090-6000-9019 または 090-6000-9099

※国外からは（国番号 234）90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話：080-3629-0293

※国外からは（国番号 234）80-3629-0293

ホームページ : <http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

電子メール : visanigeria@la.mofa.go.jp